

令和6年度 太田市立綿打中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和2年 6月 改訂
令和3年 4月 改訂
令和4年 3月 改訂
令和5年 3月 改訂
令和6年 3月 改訂

第1. 目的（第2条・第13条）

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺といった重大な問題を引き起こす原因ともなる深刻な問題である。また、携帯電話やパソコン等を用いインターネットの掲示板等を悪用した「ネット上のいじめ」は、掲示板の管理者等の削除に向けた協力を得ることが困難な中、大きな広がりを見せ、社会問題となっている。

いじめは、学校が地域の方々や保護者と一丸になって未然防止や解決に向けて取り組むことが重要である。また、いじめの未然防止には、「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

本校におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ計画的に推進するために、「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ防止基本方針」「太田市いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第2. 学校の実態把握（第13条）

1 いじめの理解

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。

※いじめの定義における4つの要素

①生徒に対して生徒が行う

- ・生徒と他の生徒との間の行為に限定。

②一定の人的関係

- ・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒との人的関係を指す。

③心理的又は物理的な影響を与える行為

- ・物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること
- ・けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

④心身の苦痛を感じているもの

- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

- ・ いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認が必要である。

【基本認識】

- (1) すべての子どもと大人が「いじめほどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりえる」という認識をもつ必要がある。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめは人権侵害であることを様々な機会に生徒に投げかけ、「いじめを絶対に許さない」という気持ちを共有できる学校にする。
- (4) 常に、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す姿勢を示す。いじめられる側にも問題があるという考えを決して許さない。
- (5) いじめる子どもに対しては、場面を逃さず毅然とした対応を行うとともに、いじめが人権侵害であることを繰り返し伝えるなど粘り強い働きかけを行う。
- (6) 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 学校の実態

毎月1回実施している生活アンケートや学校評価の結果から、多くの生徒が「学校は楽しいと感じる」と答えている。しかしながら「いやなことを言われる」「無断で私物を使われる」といった事案は起きている。また、SNSに関するトラブルも見られ、学校として組織的かつ迅速に対応したことがあった。

今年度も、いじめの防止に向けて、教師の積極的な支援と生徒の主体的な取り組み、また太田市教育委員会及び地域や関係機関等と連携した取り組みを一層推進していきたいと考える。

第3. 未然防止の取組（第8条）

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止に向けた活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いの良さ認め合う学級づくりを推進する。
- (2) 学校の教育活動全体を人権教育の視点から見直し、教育課程の質的な改善を図り、規範意識や集団の在り方等についての指導を充実させる。
- (3) 生徒会活動を活性化させ、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりを行う。
- (4) 教職員が常に危機感をもち、いじめ問題への取組を計画的に行う。「学校生活に関するアンケート」を毎月実施し、結果を踏まえて迅速な対応を行う。
- (5) 学校生活での悩みの早期発見と対応を行うために、相談体制を充実させスクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）と連携して、組織的な対応を行う。
- (6) 「教職員の人権感覚チェックリスト」「いじめ防止チェックリスト」を活用し、教職員一人一人が自らの言動を振り返り、いじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (7) 校内研修でいじめに係る研修を実施する。
- (8) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

1. 授業改善に関する取組（第15条・第18条）

- (1) 校内研修を推進し、生徒が興味関心をもって取り組むことができる課題を設定し、意見交換をしながら学習できるようにする。
- (2) 「学び合い」の場を授業中に設定し、互いの考えの良さを伝えたり理解したりしながら、より自分自身を高めることができるように授業改善を行う。
- (3) 授業を人権教育の視点で見直し、生徒が互いに協力したり励まし合ったりすることができるようにする。
- (4) 道徳の時間の指導を体験的な活動と結びつけ、実感をもって自他の良さを感ぜられる指導を推進する。

2. 生徒の友人関係・集団づくり、社会性の育成等を目的とした取組（第15条）

- (1) 生徒が主体的に取り組むことができるように学校行事を工夫する。人間関係や集団の中での協力関係をつくる力を高めていく。
- (2) 人権教育(集中指導)の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導ができるようにする。
- (3) 道徳の時間では、規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気等、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、生徒にじっくりと考えさせる。

3. いじめに関する学習への取組（第15条）

- (1) 学級活動では、いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践できるようにする。
- (2) 生徒を中心とした主体的な話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な態度を育てる。

4. いじめをなくすための生徒会の取組（第15条）

- (1) 生徒会活動を充実させ、生徒が主体的にいじめの未然防止に向けた取組ができるようにする。
 - ・あいさつ運動を一層充実させる。
 - ・生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を生徒会本部役員を中心に考え推進する。
 - ・いじめフォーラムや太田市いじめ防止子ども会議を踏まえ、いじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決め、「いじめ防止年間計画」を作成し、学校全体として統一した取組を進める。

5. 保護者や地域に対する啓発の取組（第15条）

- (1) 保護者や地域の方々に向け、学校の様子を積極的に発信する。
 - ・学校だよりやHP、学年、学級だより、保健だより等を利用し、学校の様子を常に発信する。
 - ・区長会や民生児童委員との話し合いの場で、地域の区長、民生・児童委員等とも、生徒の様子について、定期的に情報交換をする。
 - ・保護者や地域の方々からも情報が得られやすくするように、日頃から連携を深められるようにする。
- (2) 関係機関との連携を一層充実させる。
 - ・警察等の関係機関とは、未然防止の視点からも、常に連携を図り、情報交換を行う。

第4. 早期発見の取組（第8条）

いじめは、教職員や保護者の目の届きにくいところで発生している。学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める必要がある。

1. 生徒の些細な変化に気付く取組（第16条・第18条）

- (1) 生徒との日常の交流を通じた早期発見を積極的に行う。
 - ・生活ノートにおける関わりや、チャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる生徒に積極的に働きかける。
- (2) 複数の教員が関わり、いじめの早期発見に努める。
 - ・多くの教職員が、様々な教育活動を通して生徒に係わることで、いじめの早期発見と未然防止ができるようにする。
 - ・廊下やトイレ、階段等の校内巡視、休み時間や昼休み、放課後の校内巡回等を適宜行う。
- (3) アンケート調査による早期発見
 - ・「学校生活に関するアンケート（毎月）」やC&S（自己肯定感・学級満足度調査）をなどのアンケート調査に計画的に取り組み、迅速に対応を行う。
- (4) いじめを訴えることの意義やSOSを発信する大切さと手段を周知する。
 - ・いじめの訴えは、人権と命を守ることにつながる行為であることを日頃から指導する。
 - ・学校へのいじめの訴えや相談方法を、生徒、家庭や地域に周知する。
 - ・いじめ対策委員会、スクールカウンセラー、教育相談・生徒指導担当等の紹介と周知を図る。
 - ・関係機関へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・関係機関の連絡先を配布物、ポスターやカード等で繰り返し周知する。
- (5) 教育相談を通じた早期発見
 - ・定期的な面談の実施や生徒の希望で面談ができる体制、チャンス相談の体制を整える。
 - ・保健室利用時の「病気の記録（入室時に生徒が自分で記録）」における悩み等の記載は、担任に必ずフィードバックされた後、教育相談部会につなげる。
 - ・スクールカウンセラー、おたん教育支援隊、市教育研究所、巡回相談、関係機関からの情報
- (6) 保護者と連携した早期発見
 - ・生活手帳（フォーサイト）や電話連絡、教育相談（1学期：全学年3者面談、2学期：1・2年生は希望する保護者と2者、3者面談、3年生は3者面談、3学期：1・2年生は担任との2者面談）等できめ細かく実施する
- (7) 地域と日常的に連携した早期発見
 - ・学校だよりの回覧、ホームページの充実、地域行事等への参加、関係機関との情報共有等で地域との連携を図る。

2. 気付いた情報を確実に共有する取組（第16条）

- (1) いじめの状況の報告・連絡・相談を確実に行う。
 - ・いじめに係る情報（いじめの疑いを含む）は私見や憶測を交えず、客観的な事実と課題を速やかに報告・連絡・相談することを徹底する。
- (2) 管理職がいじめに係る情報を確実に把握できる組織体制づくりを行う。
 - ・担任や学年主任、部活動担当等が把握した、いじめをはじめとする生徒指導上の全ての情報について、生徒指導主事、学年主任等に報告し、その情報はすべて最終的に校長及び教頭、いじめ対策委員会で確認できるルートを日頃から教職員全員で自覚できるよう、繰り返し確認する。
- (3) 定期的に情報交換する機会をつくる。

- ・生徒指導部会（月2回）、教育相談・特別支援部会（月2回）の開催
- ・いじめ対策委員会（毎月1回、生徒指導部会の中に置く）の開催
- ・スクールカウンセラーだよりの発行（毎月1回）
- ・運営委員会
- ・学年会議の開催

3. 情報に基づき、速やかに対応する取組（第16条）

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応について教職員間で共通理解し、即時に対応できるようにする。
- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
 - ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確かな関わりをもてるようにする。いじめを確認した際には、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事等に報告する。
 - ・いじめを確認した場合、校長は、直ちに臨時のいじめ対策委員会を招集し、情報を共有する。
 - ・いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・確認の結果いじめと判断された場合には、生徒指導主事が中心となり、いじめ一報を作成し、校長または教頭が報告をする。
 - ・いじめが犯罪行為であることも踏まえ、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく太田警察署と相談して対処する。
 - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

第5. いじめに対する措置（第8条・第23条）

1. いじめの発見から解決までの指導の流れ（第23条）

「綿打中いじめ対応マニュアル」（別紙）を作成し、いじめの発見から対応に係る取組を教職員が把握できるように日頃から共通理解を図る。

2. いじめの被害者、その保護者への支援（第23条）

- (1) いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行う。その際、いじめられている生徒を支援し守り通す姿勢をつらぬき、当該生徒の安心感と自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱いには十分注意する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (2) 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (4) いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。

- (5) 状況に応じ、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- (6) 少なくとも3ヶ月以上いじめが止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認した上で、いじめが解消されたと判断する。確認は該当の生徒（加害・被害）と保護者に直接会ったり聞いたりして行い、その旨を記録していじめ対策委員会で確認する。
- (7) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

3. 加害生徒、その保護者への助言（第23条・第25条）

- (1) いじめに加害者として関わった生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ・事実関係を確認した後、学校は迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (2) いじめに加害者として関わった生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行う。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

4. いじめを見ていた生徒への働きかけ（第23条）

- (1) いじめを見ていた生徒に対しては、いじめを自分自身に関わる問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう意識を高める。
- (2) 学級活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを、実感をもって意識できるようにする。

5. 関係機関との連携（第23条）

- (1) 重大事態として取り扱われるべきいじめについては、太田市教育委員会及び太田警察署等と連携して毅然とした態度で対処する。

第6. いじめ防止対策の組織（第8条・第22条）

本校における組織の名称を「いじめ対策委員会」とする。

1. 目的

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、組織において情報を共有し、組織的に対応していく必要がある。なお、このいじめ対策組織は、医師、学校評議員、人権擁護委員等、外部の専門

家等が参加して、重大な事態への対応の母体となるように、日頃から連携を深めておく。

2. 組織の構成

- ・常設組織として、校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導担当で構成される。
- ・教育相談主任と養護教諭、スクールカウンセラーは、教育相談部会において、いじめに関する生徒の状況等を報告し、確認する。
- ・緊急時対応としては、上記メンバーに、該当担任・教育相談主任・養護教諭を加えて構成される。

3. 役割

- ・生徒指導部会の中の1回を「いじめ対策委員会」を含めた開催とすることで常設化とする。
- ・いじめ事案発生時は、24時間以内に緊急開催とする。対策委員会の座長は校長。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
(いじめの報告、いじめ一報制の確認、解消時の確認、いじめ関係生徒の様子確認)
- ・いじめの未然防止・早期発見に関すること
「校内特別生徒」5分類の状況確認
- ・いじめ防止基本方針・いじめ年間行事計画に沿った運営の進捗状況
- ・いじめに関する教職員研修、生徒向け講習会等に関すること

4. 役割に応じた対応

(1) 校長・教頭

- ・学校基本方針を提示し、組織的な対応ができるようにリーダーシップを発揮する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高める働きかけを行う。
- ・学校だよりやWeb ページ等で、学校がいじめ防止等の取組について情報発信する。
- ・毎月のいじめ対策委員会を主宰し、議事録を作成する。

(2) 生徒指導主事

- ・いじめの問題について校内研修(いじめ問題対策研修会)の内容を提案、協議し、運営の中心となる。
- ・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行う。
- ・生徒指導委員会を主催する。

(3) 学年生徒指導担当

- ・いじめに関する学年の状況報告、アンケートの集約等を行う。
- ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告する。

(4) 教育相談主任

- ・教育相談等の実施状況の報告を行う。
- ・気になる生徒への働きかけについて、対応の提案を行う。
- ・スクールカウンセラーと連携し、相談計画の提案等を行う。

(5) 養護教諭

- ・保健室における相談状況等の報告を行う。
- ・保健室の活用についての提案を行う。

(6) スクールカウンセラー

- ・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の相談態勢等への評価及び提案を行う。

※来校日との関連で後日、校長から報告し助言を求める。

5. 年間計画の策定（PDCAのサイクルを含む）（第18条）

（1）いじめに関する研修

- ・年間に3回、いじめ問題対策研修会を実施する。

（2）教育相談を計画的に実施する。

- ・生徒と担任との教育相談
 - ・担任とスクールカウンセラーとのコンサルテーション
- ※教育相談主任がSCと協議して計画を立案する。

（3）学校評価の実施と改善

- ・学校評価におけるいじめに関する項目（未然防止・早期対応）について分析し、実態を把握するとともに改善策を提案する。

第7. インターネット上のいじめへの取組（第19条）

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める。また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

1. いじめ防止の取組(未然防止)

（1）情報モラル教育の推進

- ・情報モラル教育を推進するにあたっては、インターネット等を通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用し的確な判断ができるように留意する。
- ・情報モラル教育の実践に当たっては、教育課程全体を情報モラル教育の視点で見直し、学習活動を具体化していく。
- ・インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを身に付けられるように、各教科等で計画的に指導に取り組む。
 - ①判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
 - ②自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
 - ③責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
 - ④想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

（2）講習会等の活用

- ・年度1回は以下のいずれかの方法で実施する。
(外部講師を活用した生徒向けの情報モラル講演会。PTA向けの情報モラル研修会。校内担当者における生徒・保護者向け講習会)
- ・生徒指導部会やいじめ対策委員会で計画の立案を行う。

2. 早期発見の取組

- （1）いじめによる被害の拡大を避けるため、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに警察署に連絡を行う。
- （2）警察署や関係機関の取組についても保護者や生徒に周知する。

3. いじめに対する措置

第5 いじめに対する措置 に同じ

第8. 重大事態への対処（第28条）

1. 重大事態の認識

(1) 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を、太田市教育委員会に報告する。

〈重大事態〉

1. いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）〈生命心身財産 重大事態〉
2. いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安）〈不登校 重大事態〉

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと認識して報告・調査等に当たるものとする。

2. 組織としての対応（調査・報告等）

- ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・重大事態の発生を判断する主体は、いじめ対策委員会である。（事前に教育委員会に相談をする）
- ・重大事態が発生した場合、速やかにその旨を教育委員会に報告し、市長まで重大事態が発生した旨を報告する。
- ・本市では原則として学校が主体になり、いじめ防止委員会に第三者と教育委員会担当者を加える体制とする。
- ・調査組織は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行える構成とし、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであり、教育委員会が選定し、学校に派遣する。
- ・事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明する。
- ・加害者側への情報提供に係る方針について生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。